



# 労政ニュース

編集・発行 東大阪市荒本北1丁目1番1号 東大阪役所 都市魅力産業スポーツ部  
労働雇用政策室 TEL 06-4309-3178 FAX 06-4309-3846

会社・お店の  
＜福利厚生＞は  
『ゆとりと共済』に  
ゆとりと共済事務局  
TEL 06-4309-2315

## 1 新規学卒者求人説明会が開催されます！

2027年3月新規学卒者(中学・高校)

<令和8年度東大阪市補助金事業>

参加費無料!

## 新規学卒者求人説明会 開催のお知らせ

新規学卒者(中学・高校)の採用に関しては、採用計画、採用方針、雇用条件、選考基準、選考方法等を明確に策定し、募集活動を行うことが基本です。そのため、新規中学・高校卒業者に対する求人活動ルールが定められています。本説明会では、新規学卒者(中学・高校)の求人を対象とした求人票の書き方・受理方法等について、本所会場にて YouTube 動画を放映し、ハローワーク布施担当者より補足説明を致します。企業採用担当者の方のご参加をお待ちしております。

日時	2026年5月15日(金曜日) 14:00~15:15		
会場	東大阪商工会議所 本所本館 4階大会議室 (東大阪市永和2-1-1)		
内容	① 学卒求人票の書き方・受理確認について ② 公正な採用選考について (上記内容について会場にて大阪労働局作成の YouTube 動画を放映) ※ハローワーク布施より補足説明・質疑応答		
説明者	ハローワーク布施担当者	主催	東大阪商工会議所・東大阪市・ハローワーク布施
問合せ	東大阪商工会議所 振興部 〒577-0809 東大阪市永和2-1-1 TEL: <a href="tel:06-6722-1151">06-6722-1151</a>		

### ↓↓↓2027年3月 新規学卒者求人説明会参加企業 申込書↓↓↓

▶申し込みは、下欄の申込書に必要事項をご記入の上、FAX または郵送にてお申し込みください。

**東大阪商工会議所 振興部宛 FAX 06-6725-3611**

※ダイヤル間違いによる誤送信が多発しておりますので、くれぐれもお間違えのないようご注意ください

事業所名			
所在地	〒	TEL	
		FAX	
参加者名			

※ご記入頂いた個人情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供の為に利用することがあります。

※本所駐車場の台数には限りがございます。予めご了承ください。尚、ご迷惑となりますので、近隣の商業施設等への駐車はご遠慮ください。

東大阪商工会議所  
セミナー・イベントフォーム  
からも申し込み可能です





## 賃上げに取り組む事業主を支援する **助成制度** をご存じですか？

～生産性向上(設備・人への投資等)や、正規・非正規雇用労働者の格差是正など賃上げに取り組む事業主が支援

### ▶ 【業務改善助成金】

◎事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業に、その費用の一部が助成されます。  
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象<sup>(※)</sup>です。

※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

### ▶ 【活用例】

◎事業場内最低賃金労働者3人の時給を70円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し、最大100万円が助成されます。

お問合せ [TEL0120-366-440](tel:0120-366-440)

業務改善助成金コールセンター

### ▶ 【活用のポイント】



- ◎賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要 ◎中小企業が利用可能
- ◎助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- ◎交付決定を受けた後に設備投資等を行う

### ▶ 【キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)】

◎非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成されます。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

▶ 【活用例】 ◎中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

### ▶ 【活用のポイント】



- ◎賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要 ◎中小企業、大企業どちらも利用可能 ◎原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- ◎改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

お問合せ [TEL06-7669-8900](tel:06-7669-8900) 大阪労働局助成金センター

### ▶ 【働き方改革推進支援助成金】

◎労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成されます。

### ▶ 【活用例】

◎建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

### ▶ 【活用のポイント】



- ◎労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- ◎中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- ◎助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- ◎交付決定を受けた後に設備投資等を行う

お問合せ [TEL06-6941-4630](tel:06-6941-4630)

大阪労働局雇用環境・均等部 企画課

### ▶ 【人材開発支援助成金】

◎職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等が助成されます。

#### ▶ 【活用例】

◎中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、**10時間の訓練**(※1) (訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、**訓練受講者の賃上げ**(※2)を行った場合、**7万円**が支給されます。

(※1) 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

(※2) 5%以上の賃上げ又は資格等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い、3%以上賃金を上昇させた場合

### ▶ 【活用のポイント】



◎職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請

◎10時間以上のOFF-JT(※)による訓練等が対象

◎中小企業、大企業どちらも利用可能

◎助成額は、訓練内容、企業規模により決定

(※) OFF-JTとは、通常の業務から離れた外部研修などの事業場外で行われる訓練です。

お問合せ [TEL06-7669-8900](tel:06-7669-8900)

大阪労働局助成金センター

### ▶ 【人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)】

◎人材確保のために**雇用管理制度(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)**の導入や**雇用環境の整備(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)**により、**離職率低下を実現した事業主**に対して助成されます。

#### ▶ 【活用例】

◎複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げを行った場合、**最大325万円**が助成されます。

お問合せ [TEL06-7669-8900](tel:06-7669-8900)

大阪労働局助成金センター

### ▶ 【活用のポイント】



◎雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要

◎原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)

◎助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定

◎対象労働者の賃上げで、助成額を加算

(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

(※) OFF-JTとは、通常の業務から離れた外部研修などの事業場外で行われる訓練です。

## より高い処遇への労働移動等への支援

### ▶ 【早期再就職支援等助成金】

**【雇入れ支援コース】** ◎事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に**無期雇用で雇入れ**、雇入れ前と比較して**5%以上賃上げ**した場合に助成されます。

**【中途採用拡大コース】** ◎中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、**中途採用率を一定以上拡大**させ、雇い入れた中途採用者について、雇入れ前と比較して**5%以上賃上げ**した場合に助成されます。

### ▶ 【産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)】

**【スキルアップ支援コース】** ◎在籍型出向により労働者を**スキルアップ**させ、復帰後の賃金を復帰前と比較し**5%以上増加**させた場合に、出向元・出向先双方の事業主に対して助成(**上限額8,870円**/1人1日あたり(1事業主あたり**1,000万円**))されます。

お問合せ

[TEL06-7669-8900](tel:06-7669-8900)

大阪労働局助成金センター